

## 一宮軟式野球連盟 OB部 規約

### 第1条（名 称）

一宮軟式野球連盟OB部と称する。

### 第2条（目 的）

OB部は野球を通じ心身の健康とその技術の向上、部員相互の親睦を図り軟式野球連盟OB部の健全な発展を目的とする。

### 第3条（事務所）

OB部の事務所はOB部長所在の所に置く。

### 第4条（組 織）

1. OB部は一宮軟式野球連盟に加入し、その組織団体OB部となる。
2. OBに一宮軟式野球連盟よりOB部長1名を任命する。
3. OB部に運営委員会を置く。
4. OB部長は運営委員長を兼ね次の役員を任命する。

副委員長 若干名

総 務 若干名

書 記 若干名

会 計 若干名

監 査 若干名

運営委員 各チームより1名以

なお、任期は1年間としてその再任を妨げない。

### 第5条（選手の登録）

1. 規定の登録用紙及び会員証に写真添付して必要事項を記し選手登録を行う。
2. 年齢規制（39才以上）された一宮市在住の男子で編成する。  
但し、一宮市外在住者でも市内在勤（勤務先）証明書を添付すれば1チーム2名迄登録を可能とする。  
また、平成21年度より女子（年齢制限無・現役女子学生を除く）の登録を認める。
3. 新規部員の登録は全ての参加資格条件を満たせば随時登録可能とする。
4. 選手の変更（年令）について毎年運営委員会により定めたものとする。

- (1) シーズン中においては選手の移動は認めない。
- (2) チーム間の選手の移動についてはシーズン終了後両チームの監督の承認がありOB部長に報告されたことにより成立する。
- 5. 不正選手について、不正選手とは1, 2, 3の規定に反するか二重登録の選手のことである。
- 6. 不正選手発覚の場合
  - 試合中の場合はその所属チームを負けとする。
  - 試合中に相手チームより不正選手であるとの申出ありたるもその確認の出来ない場合その試合を続行。終了後審判員は審判長に報告し審判長はOB部長にその経過を報告。OB部長は審議会に報告。
  - 審議会の調査、審議しその決定事項に従って処理する。
- 7. OB部野球部員に限り市民大会との二重登録は制限しない。

#### 第6条（運 営）

運営委員会によって運営される。

#### 第7条（附 則）

原則としてこの規約はOB部だけに適用されるが、それ以外の場合は連盟規約に基づき運営される事が義務付けされる。

#### 第8条（改 廃）

本規約の改廃は、理事会の決議を要する。

本規約は昭和57年3月10日からこれを施行する。

平成20年2月17日一部改正

平成29年2月19日一部改正